

○財務省告示第八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十五年十二月二十四日に発行した利付国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十六年一月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額	七 払込金額
利付国庫債券（十年）（第二百九十七回、第二百九十八回、第二百九十九回及び第三百十四回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十三回及び第七十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定	振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百九十七億円	三千百六十億二千四百五十七万八千円

八 最低額面金

九 振替単位

十 発行価格

十一 発行日

十二 利率

十三 経過利率

五万円

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金と

す。整数倍の金額によるものと

平成十五年十二月十四日

発行対象国債ごと、金額

百円につき、次の算式により算

出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者

は、払込金額を加えた額の払込

式により算出した金額とする。

期日に行い込むものとす。

各発行対象国債の額面金の利率の

総額×100×各発行対象国債の償還

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

／利息規定期日発行の翌日から第十

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十回) (第七百九十)	一・四%	平成十二年三月二十日	八十億円
利付国庫債券 (第十回) (第八百九十)	一・三%	平成十二年三月二十日	九千八百二十万円
利付国庫債券 (第十回) (第九百九十)	一・三%	平成十二年三月二十一日	五百二十八億円
利付国庫債券 (第十回) (第三百十四)	一・一%	平成十二年三月二十三日	五百四十二億円
利付国庫債券 (第十回) (第六十三)	一・八%	平成十二年三月二十五日	五億円
利付国庫債券 (第十回) (第七十六)	一・九%	平成十二年三月二十七日	十三億円